

# 年1回、浄化槽の水質検査を受けましょう！

## ◆法定検査

浄化槽を設置している場合は、法律により1年に1回、放流水の水質検査を受検することが義務づけられています。この検査は、徳島県知事が指定した機関である(社)徳島県環境技術センターが実施致しますので、通知があった場合は、必ず受検してください。

**平成18年2月1日の法改正により未受検者には罰則規定も設けられました。**

## ◆保守点検

浄化槽の保守点検は、県知事登録の業者に委託してください。

浄化槽の保守点検は、2～4ヶ月に1回以上実施しなければなりません。

この保守点検を行うためには、専門的な知識や器具が必要ですので、県知事に登録した専門業者に委託して実施してください。

## ◆清掃

浄化槽の清掃は、1年に1回以上実施することが義務づけられています。美波町長が許可した業者に委託してください。

### 【お問い合わせ先】

県知事指定検査機関

● 社団法人 徳島県環境技術センター  
TEL 088 - 636 - 1234

● 役場建設課  
TEL 77 - 3618

## 公共施設、資材等の盗難防止に対するご協力をお願い!

最近、金属材料の転売目的と思われる金属製の施設や資材の盗難事件が、起こっています。

水門、樋門、防潮扉およびガードレール、鋼製側溝蓋などの施設は、住民の皆さんの生命や財産を守る大切な施設です。みんなで協力して守りましょう。

なお、公共施設の破損や公共資材の盗難を発見された場合は、下記までご連絡ください。

### 【お問い合わせ先】

南部総合県民局 県土整備部(美波) TEL 74 - 7461  
牟岐警察署 TEL 72 - 0110



## 消火器破裂事故の防止について

国内で、消火器の破裂事故が発生しています。

一般に普及している加圧式消火器は、使用時に内部の圧力が高まるため、容器の腐食等が原因で破裂する場合があります。

消火器の耐用年数は8年となっていますが、保管場所によっては腐食等、期間内であっても危険な状態になっている場合があります。

古い消火器、危険な状態の消火器がありましたら、絶対使用せずに販売店等で廃棄処分してください。

### 【お問い合わせ先】

役場消防防災課 TEL 77 - 3619



## “みんなでなくそう、踏切事故”

～踏切事故防止キャンペーン～

11月1日(日)～10日(火)までの10日間

鉄道運転事故の約半数が踏切事故です。

踏切で警報機が鳴っているのに、無理やり進入すると重大な事故の原因となり死傷者がでたり、莫大な損害賠償を支払わなければなりません。

警報機が鳴ったら必ずストップしましょう。

## 自殺予防講演会「愛はいのち」のお知らせ

日時 10月31日(土) 14:00～

場所 阿南市コスモホール

講師 近藤次郎氏 徳島いのちの電話創設者  
徳島県自殺予防協会理事長

【お問い合わせ先】 徳島いのちの電話 TEL 088-652-6171